

免税手続きの流れ

1 免税対象品をお買い上げするご本人が「免税商品 お会計カウンター」までお越しください。

※酒・サプリ・化粧品
(1日の販売合計額が5千円以上、50万円以下の範囲内)



2 以下をご提示ください。

・ご本人のパスポート
(コピー・撮影画像不可
入国スタンプ(証印)必要)



・ご利用のクレジット
カード (ご利用の場合のみ)



[提示物の注意事項]

※乗務員の方は「乗員上陸許可書」が必要

※自動化ゲートおよび顔認証ゲートご利用でも、入国スタンプ(証印)が必要

※クレジットカードとパスポートの名義の一致が必要 ※法人カード利用不可

3 下記の免税に関する注意事項をご確認ください。

[注意事項]

・免税購入した物品は輸出するために購入されたものであるため必ず国外に持ち出してください。

・ご出国の際に税関でパスポート等を提示してください。

・ご出国の際に免税購入した物品を所持していなかった場合、免除された消費税等相当額が徴収されます。

※免税購入後に日本の居住者となる場合には、お住まいの地域の所轄税務署へパスポートの提示が必要です。

この場合、免除された消費税等相当額が徴収されます。

4 お会計は**税込価格**でお支払いください。

5 お会計後、**現金(日本円)**で消費税の還付を受けられます。



6 免税対象品は指定の袋または箱に入れてお渡しします。出国するまで開けないでください。

7 ご出国の際、税関へパスポート等をご提示ください。